

平成 24 年 2 月

千葉市議会「議会のあり方」検討協議会

第 3 部会 協議状況報告（政策立案・政策提言、監視・評価に関すること）

優先協議事項：政策立案・政策提言、議員発議による条例、執行機関の監視・評価

報 告 内 容
1 協議経過 第 1 回（H23.11.2） 部会で実施する優先協議事項等（政策立案・提言について、議員発議による条例について、執行機関の監視・評価について）の内容について確認し、今後の進め方について協議を行った。 その中で、全ての協議事項を実施することになると膨大過ぎること、現実には実施している執行機関の監視・評価が土台となることから、まず、「執行機関の監視・評価について」を優先協議事項とした。 また、委員長より「監視評価を強化することとはどういうことなのかなどの意識共有を持ってもらえると議論が進むのではないか」との意見もあり、次回までに「千葉市議会における執行機関の監視評価についてのあるべき姿について」を持ち寄って協議することとした。 第 2 回（H23.11.15） 監視・評価のあるべき姿及び具体的協議事項について、各委員より事前に提出された協議事項等の内容について説明し、意見交換を行った。（第 3 部会別紙 1 参照） 委員からは、各委員から提案された具体的協議事項に違いが少ないことから、まず、監視・評価を協議するにあたり、不十分なところを洗い出すため、今回出された協議事項をグループごとに取りまとめ、次回グループの分け方等について話し合うこととした。 第 3 回（H24.1.10） 第 2 回部会で提出された具体的協議事項等をグループ別に取りまとめたことから、まず、グループの分類方法について確認し、了承を得た。（第 3 回部会別紙 2 参照） 次に、各委員より優先順位の選択理由を説明後、優先検討項目について協議を行い、複数会派から提案があった項目から検討した方がよいとの意見があり、優先検討項目 2 項目を「審査方法の見直しについて」及び「質問方法等の見直し」に決定した。また、協議の順番については、初めに「質問方法等の見直し」から行うこととし、優先検討項目以外の協議は、2 項目協議終了後に行うこととした。 次に、優先検討項目について、各会派に持ち帰るにあたり、意見聴取を行った。「質問方法等の見直しについて」は、発言回数、発言時間の制限について、発言時間が長時間にわたる場合の対応について等の意見が出され、今回の質問方法の見直しは、常任委

員会及び調査特別委員会に発言方法の見直しとし、議案外質問については別途協議することとした。

また、「審査方法の見直しについて」は、分科会数の見直しについて、審査日数の見直しについて、財政に対する審査について等の意見が出された。

これらを踏まえ、次回各会派調整をして、「質問方法等の見直し」から協議することとした。

第4回（H24.1.23）

下記の優先検討項目の協議を行った。

（1）質問方法等の見直しについて

委員会における一問一答方式の導入及び発言回数の見直しについて、各会派の検討結果報告及び一問一答の導入に当たって、執行部側からの回答内容について説明を行った。

その後、部会として一問一答方式を導入する方向で協議していくこととし、導入することとなった場合の課題等について、第3部会別紙3に基づき一項目ずつ確認するとともに意見等を聴取した。その中で、見直す委員会の対象範囲、時間制限の有無やルール化まではしなくても委員会全員が守るべき事項の整理は必要なのではないか等の意見があり、各会派に持ち帰って再度協議することとした。また、合わせて追加すべき事項がある場合には、提出をすることとした。（第3部会別紙3参照）

（2）審査方法の見直しについて

委員会における審査方法の見直しについては、まず、改選前に実施した「議会改革検討協議会」における資料等について事務局より説明した後、各会派の検討結果について各委員より報告した。委員からは再度持ち帰りたいとの意見があり、再度持ち帰りとした。

第5回（H24.2.6）

下記の優先検討項目の協議を行った。

（1）質問方法等の見直しについて

委員会における一問一答を導入する際の課題等について、各会派での検討結果について報告の後、意見の一致の見られない見直す委員会、諸会議等及び発言時間のうち、制限を設けるかどうかについて意見聴取等を行った。（第3部会別紙3参照）

協議の結果、見直す委員会、諸会議等の対象については、常任委員会、調査特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会とすることを決定した。

なお、発言時間に制限を設けるかどうかについては、各会派の意見が分かれているため、再度協議することとした。

（2）審査方法の見直しについて

委員会における審査方法の見直しについても、まず、各会派での検討結果について報告を行った。その際、石井委員より分科会の見直し私案が提出されたことから、これをたたき台として次回検討していくこととした。（第3部会別紙4参照）

2 協議が整った事項

(1) 部会において最初に協議する優先協議事項を「執行機関の監視・評価について」と決定し、具体的に協議すべき優先検討項目として「質問方法等の見直し」、「審査方法の見直し」に決定した。

(2) 「質問方法等の見直し」において合意された事項（第3回部会別紙5参照）

①見直す委員会、諸会議等

常任委員会、調査特別委員会、議会運営委員会、全員協議会

②通告の有無

なし

③発言順

委員長の指名順

④発言回数

制限なし

⑤発言形式

一括質問、一問一答いずれも可

⑥質問の内容

従来どおりとする。(従前も数値等も質問できたため、特に定めないが、繰り返しの質問や攻め立てるような質問は委員長の議事整理権で止める。またモラルを持って質問する。)

⑦答弁・資料

従来どおりとする。(答弁できない場合が想定されるが、対応は従来どおりとし、詳細な数値等で答えられない場合は、委員長が諮り資料回答を認める。また、正確な答弁を得るため、資料等の調整を図る。)

⑧会期中の常任委員会の審査日数

2日

⑨審査時間

原則 10:00 から 17:00 まで

⑩実施時期

全体がまとまったら協議する。

3 今後の進め方等

(1) 「質問方法等の見直し」において協議する事項

発言時間の制限

(2) 「審査方法の見直し」において協議する事項

予算・決算審査分科会の運営方法の見直しについて、石井委員の分科会の見直し私案をたたき台として検討する。

(3) 上記協議事項以外の協議は、上記協議事項終了後に行う。